

保険・年金 フォーカス

欧州保険会社が 2017 年の SFCR(ソルベンシー財務状況報告書)を公表(1) — 全体的な状況報告 —

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

欧州の保険会社各社が 5 月上旬から 6 月中旬にかけて、単体及びグループベースの SFCR (Solvency and Financial Condition Report : ソルベンシー財務状況報告書) を公表している。これは、2016 年にソルベンシー II 制度が導入されて以来、昨年に続く 2 回目となる対外公表されるソルベンシーと財務状況に関する詳細な報告書となっている。

今回を含めた 4 回のレポートで、各社が公表した SFCR について、その概要を報告する。まずは、今回のレポートでは、SFCR の全体的な状況について報告し、次回以降のレポートで、欧州大手保険グループの SFCR から一部の項目(長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等)を抜粋して報告する。

2—SFCR(ソルベンシー財務状況報告書)とは

1 | SFCR とは

SFCR は、ソルベンシー II 制度の下で、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される資料であり、まさに、ソルベンシーと財務状況についての詳細な内容をまとめた報告書である。

2 | SFCR の内容

SFCR の内容や構造については、ソルベンシー II 指令 2009/138/EC の第 51 条～第 56 条、委任規則 (EU) 2015/35 の第 290 条～第 298 条等に規定されている。

これによれば、SFCR の項目は、次ページの通りとなっており、

- A. ビジネスとパフォーマンス、
- B. ガバナンス制度、
- C. リスクプロファイル
- D. ソルベンシー目的のための評価、
- E. 資本管理

に関する記述が求められる。

SFCR では、これらの項目に関する定性的かつ定量的な情報が記載される。また、記載内容について

ては、①年度末の状況と前期間と比較しての重要な変化の分析、②評価についてはソルベンシーⅡベース、いくつかの要素については財務諸表ベース、③資産、技術的準備金やその他の負債の価額に関する重要な差異の説明、等が含まれている。なお、構造や最低限の内容以外の説明部分についてはフリーフォーマットとなっている。

A. ビジネスとパフォーマンス

- A.1 ビジネス
- A.2 引受業績
- A.3 投資実績
- A.4 その他の活動の実績
- A.5 その他の情報

B. ガバナンス制度

- B.1 ガバナンス制度に関する一般的な情報
- B.2 適合・適切要件
- B.3 リスクとソルベンシーの自己評価を含むリスク管理制度
- B.4 内部統制制度
- B.5 内部監査機能
- B.6 保険数理機能
- B.7 アウトソーシング
- B.8 その他の情報

C. リスクプロファイル

- C.1 引受リスク
- C.2 市場リスク
- C.3 信用リスク
- C.4 流動性リスク
- C.5 オペレーショナルリスク
- C.6 その他の重要なリスク
- C.7 その他の情報

D. ソルベンシー目的のための評価

- D.1 資産
- D.2 技術的準備金
- D.3 その他の負債
- D.4 評価のための代替的手法
- D.5 その他の情報

E. 資本管理

- E.1 自己資本
- E.2 ソルベンシー資本要件及び最低資本要件

- E.3 ソルベンシー資本要件計算におけるデュレーションベースの株式リスクサブモジュールの使用
- E.4 標準式と使用された内部モデルとの差異
- E.5 最低資本要件の不遵守とソルベンシー資本要件の不遵守
- E.6 その他の情報

こうした SFCR の内容に関して、監督当局が（再）保険会社に期待することのさらなる詳細については、EIOPA がガイドライン¹を公表している。

また、SFCR とともに公表される「ソルベンシー II 年次定量的報告テンプレート（Solvency II annual quantitative reporting templates : QRTs）」については、EIOPA が ITS（Implementing Technical Standards）で規定しているが、以下の項目に関する情報を特定するものとなっている。

- S.02.01.02 貸借対照表
- S.05.01.02 事業毎の保険料、保険金請求及び事業費
- S.05.02.01 国毎の保険料、保険金請求及び事業費
- S.22.01.22 長期保証措置及び移行措置の影響
- S.23.01.22 自己資本
- S.25.02.22 ソルベンシー資本要件
- S.32.01.22 グループの範囲にある会社

なお、SFCR においては、これらの内容に加えて、各社毎に異なっているが、
 独立監査人報告書
 取締役の責任の声明
 等が附属資料として添付されている。

3 | SFCR の開示

全ての(再)保険会社は、毎年、ソルベンシーと財務状況に関する報告書（単体の SFCR 及びグループ SFCR（グループレベル又はシングル SFCR））を開示しなければならない。SFCR は AMSB（administrative, management or supervisory body）による承認が必要で、承認後に公表できる。なお、比例原則が適用される。

単体の SFCR については、欧州経済地域（EEA）に本拠を置く会社について求められる。このため、例えば、AXA の開示資料によれば、AXA において、AFR（Available Financial Resources）で 6 割程度の会社に対する単体 SFCR が公開された形になっている。

一定の状況下では特定の情報を開示しないことも認められる。他の法的ないしは規制要件に基づいて行われた公衆開示を利用することも認められる。さらには、追加的にボランティア・ベースでソルベンシーと財務状況に関する情報や説明を開示することもできる。開示された情報に大きな影響を与

¹ 「報告と公衆開示に関するガイドライン」（EIOPA-BoS-15/109EN）（このガイドラインは、SFCR だけでなく、RSR（Regular Supervisory Report：定期監督報告）についても含まれている）
https://eiopa.europa.eu/GuidelinesSII/EIOPA_EN_Public_Disclosure_GL.pdf#search=%27solvency+%E2%85%A1+SF+CR%27

える重要な進展が見られた場合には情報の更新を行う必要がある。

4 | SFCR の開示スケジュール

SFCR 等の報告書の監督当局等への提出・開示スケジュールは、以下の通りとなっている。報告書の作成には大変な労力と時間を要することから、準備期間を考慮して、数年かけて段階的に本来的な期限へと早期化が図られていくことになっている。

(参考) ソルベンシー II 制度の下での監督当局等への報告・開示スケジュール

単体ベースの四半期報告については、2016 年は、期末後 8 週間以内にテンプレートを提出することが求められることになっているが、これが 2019 年に向けて、5 週間以内へと段階的に短縮されていくことになる。グループベースの四半期報告については、2016 年は、期末後 14 週間以内にテンプレートを提出することが求められるが、これが 2020 年に向けて、11 週間以内へと段階的に短縮されていくことになる。

一方で、年間報告となる SFCR については、単体ベースでは 2016 年の 18 週間以内から、2019 年の 14 週間以内へ、グループベースでは 2016 年の 24 週間以内から、2019 年の 20 週間以内へと短縮されていくことになる。なお、四半期報告については監督当局への報告のみで一般には非公開な報告であるが、SFCR については、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される報告となる。

2016 年決算の場合の具体的な日程は、第 4 四半期報告が、単体で 2017 年 2 月 25 日、グループで 2017 年 4 月 8 日、SFCR が、単体で 2017 年 5 月 20 日、グループで 2017 年 7 月 1 日となっていたが、2017 年決算の場合の具体的な日程は、第 4 四半期報告が、単体で 2018 年 2 月 18 日、グループで 2018 年 4 月 1 日、SFCR が、単体で 2018 年 5 月 6 日、グループで 2018 年 6 月 17 日となっており、2016 年決算に比べて、第 4 四半期報告は 1 週間、SFCR は 2 週間早期化された。

3—2017 年の SFCR の全体的な状況

2—2 | で述べたように、SFCR の記載項目等は法令等で規定されているが、さらに EIOPA は監督当局が期待するものについてのガイドラインを公表している。ただし、SFCR の詳細な内容については各社の裁量に委ねられた形になっており、実際の SFCR の記載内容等も各社各様となっている。

この章では、2017 年の SFCR の全体的な状況について、2016 年の SFCR との比較を含めて、主として欧州大手保険グループ 6 社 (AXA、Allianz、Generali、Prudential、Aviva、Aegon) の SFCR に基づいて、報告する。

1 | 公表時期 (単体及びグループ SFCR)

2017 年決算における SFCR の報告期限は、単体が 5 月 6 日、グループが 6 月 17 日であったため、多くの会社が 5 月下旬から 6 月中旬にかけて、対外的な公表を行っていた。ただし、一部の会社においては、2016 年に比べてかなり前倒しで公表していた。

欧州大手保険グループにおいては、AXA、Allianz、Prudential は 5 月中旬～下旬に、Generali、

Aviva、Aegon が 6 月中旬にプレスリリースを行っている。

欧州大手保険グループ6社のグループSFCR(2017年)

	AXA	Allianz	Generali	Prudential	Aviva	Aegon
対外公表(プレス・リリース)	5月25日	5月23日	6月18日	5月15日	6月11日	6月15日
ボリューム(本体ページ数)	62	103	114	78	73	120
ボリューム(附属ページ数)	8	3	28	6	6	10
ボリューム(QTRs)	14	83	19	54	55	28
SFCRの言語	仏語、英語	独語、英語	伊語、英語	英語	英語	蘭語、英語
QTRsの取扱	別途資料	附属資料	別途資料	附属資料	附属資料	別途資料
監査報告書の添付	○	×	○	○	○	×

(※)ボリュームは英語版のケース

2 | ボリューム (ページ数)

SFCR のボリューム (ページ数) については、附属資料等を除いた本体部分だけで、欧州大手保険グループ 6 社のグループ SFCR だけを見ても、60 ページから 120 ページとかなり幅のあるものとなっている。その他の会社では 20 ページに満たない会社もある。もちろん各社の会社構造等の違いもあることから、外形的なボリュームだけに基づいて、SFCR の内容の評価はできない。

また、2016 年の SFCR との本体ページ数の比較では、Generali、Prudential、Aegon はページ数を増加させているが、Allianz は減少しており、AXA や Aviva はほぼ変わっていない。ページ数よりも記載内容がより重要であることは言うまでもない。

3 | 使用言語

グループ SFCR で使用される言語については、委任規則(EU) 2015/35 の第 360 条に規定されている。

これによると、その第 1 項で「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、グループ SFCR をグループ監督当局が定めた言語で開示するものとする。」と規定されている。ただし、第 2 項において「監督カレッジが複数の加盟国の監督当局から構成されている場合、グループの監督当局は、関連する監督当局及び当該グループと協議した後、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社に対して、監督カレッジでの合意により、第 1 項に言及された報告書を、関係する他の監督当局によって最も一般的に理解される別の言語で開示することを要求できる。」としている。さらに、第 3 項において、「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社の保険及び再保険子会社のいずれかが、その公用語が第 1 項及び第 2 項の適用によって SFCR を開示している言語と異なっている加盟国に本店を有する場合、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、当該報告書の要約を当該加盟国の公用語に翻訳しなければならない。」と規定されている。

この規定に基づいて、例えば、欧州大手保険グループ 6 社は、そのグループ SFCR について、自国語に加えて、英語版も作成している。さらに、Allianz や Generali は、グループ SFCR の要約について、保険子会社が存在する加盟国の公用語に翻訳したバージョンを公表している。なお、6 社以外の会社でも、英語版を平行して作成したり、当初は自国語版のみを公表して、後ほど英語版を Web サイトで公表している会社もある。

一方で、単体の SFCR については、基本的には当該単体の管轄地域の言語だけの対応となっている。ただし、欧州大手保険グループ 6 社については、一部の主要単体会社や主要国でない場合等について、英語で作成しているケースもある。

例えば、Allianz は Web サイトで 13 の単体の SFCR を公表しているが、そのうちの 2 社 (Allianz Insurance plc (英国) と Euler Herms (ベルギー)) のみが英語版となっている。英語圏以外では、ベルギーの子会社が自国以外の言語の英語で作成していることになる。ところが、主要な単体保険会社である Allianz SE についてはドイツ語版のみとなっている。また、要約版については、子会社が本店を置く全ての EU 加盟 13 カ国の公用語で作成しているが、それぞれ 1 ページ程度の内容である。

Generali は Web サイトで 19 の単体の SFCR を公表している。2016 年においては、Ceská pojišťovna A.S. (チェコ) が英語で作成されていたが、2017 年は当該会社を含めて、管轄地域の言語でのみ作成されている。Generali は、単体の親会社の Assicurazioni Generali S.p.A. について、イタリア語版だけでなく、英語版も作成している。また、要約版については、子会社が本店を置く全ての EU 加盟 13 カ国の公用語で作成しているが、それぞれ 6 ページ程度の内容である。

グループ会社において、その構成会社である全ての単体の SFCR が当該単体の管轄地域の言語で作成されているというわけでもないが、当該市場において一定の市場シェアを有する会社の場合には、当該監督当局から、当該国の言語で作成することを要請されることになっており、こうした傾向が反映されている。

4 | QRTs の取扱

ソルベンシー II 年次定量的報告テンプレート (年次 QRTs) の報告については、SFCR の附属資料としている会社と別途資料としている会社がある。

年次 QRTs は、SFCR に提示された情報を補完し、**2—2** | で述べたように、国別や事業別の貸借対照表項目、保険料、保険金請求及び事業費、技術的準備金、自己資本及びソルベンシー資本要件の金額、長期保証措置と移行措置の適用による影響等を明らかにしている表で構成されている。

5 | 独立監査人による監査報告書

SFCR については、監査を強制されているわけではない。ただし、EIOPA は監査を推奨し、いくつかの国の監督当局は監査の必要性を強く主張している。

こうした状況下で、今回の SFCR での欧州大手保険グループ 6 社の対応は分かれている。具体的には、AXA、Generali、Prudential、Aviva については、独立監査人による監査報告書が SFCR の附属資料として添付されているが、Allianz と Aegon の SFCR には添付されていない。これは 2016 年と同じ状況である。

独立監査人による監査を、品質管理の一環として利用するとのスタンスを有している会社もあれば、重要かつ堅実な社内レビューを通じてチェックを行っているとのスタンスの会社もある。

監査を行う場合、監査が困難又は不可能な技術的な手法等の使用が制約を受けるとともに、説明のために内部情報の開示の必要性が高まることになる。

6 | その他

SFCR は、その趣旨からして、できる限り保険契約者や投資家等が理解できるものを提供していくことが求められている。こうした観点から、多くの会社が、用語集を付け加えて、複雑な専門用語の説明を行っている。さらには、テキストや図表を積極的に使用して、読者にわかりやすいものを目指

している会社もある。ただし、補足的な情報や解説については、限定的で、基本的な要件だけを満たしている会社が多い。

4—2017年のSFRCR公表を受けての反応

ソルベンシーII制度の下で2016年に初めて作成・公表されたSFRCRについては、関係者から各種の反応が見られたが、今回の2017年のSFRCRについての直接的な反応は、昨年と比べて比較的穏やかであるように見受けられる。

SFRCRに対する基本的な反応については、昨年の保険年金フォーカス「[欧州保険会社が2016年のSFRCR（ソルベンシー財務状況報告書）を公表（1）－全体的な状況報告－](#)」（2017.7.11）で報告しており、この反応や意見は引き続きベースとして存在している。

今回2017年のSFRCRの公表を踏まえての新たな反応等の動向は、以下の通りである。

1 | 保険会社の対応

SFRCRについてはグループのみ作成し、子会社毎に別々のSFRCRを作成することが免除されるオプションも用意されているが、これを利用している会社は少数で、殆どの会社が単体のSFRCRも作成しているようである。

保険会社各社は、他社の2016年のSFRCRを分析することを通じて、自社のSFRCRの見直しを行ってきている。各種の説明内容や情報の提供レベルについては、他社との比較感を見る中で、自社のSFRCR作成に生かしていこうとしている。時間の経過とともに、自然に一定程度のコンバージェンスが実現していくことが期待されている。

2 | 監督当局の対応

英国はSFRCRの数値の外部監査を義務付けているが、監督当局であるPRA(健全性規制機構)が、現在150社以上の小規模会社に対するこの負担を軽減することを検討している。

3 | SFRCRの読者について

SFRCRについては、アナリストやコンサルタント、競合他社等に読者が限られており、保険契約者には殆ど読まれていない状況にある模様である。実際に、SFRCRのあるページをクリックする人は多いが、SFRCRがダウンロードされる数はごくわずかとのことである。

こうした中で、保険会社の作成者も、SFRCRが多くの読者に読まれることは想定しておらず、例えば平均的な保険契約者がSFRCRの内容を理解することも想定していない模様である。ただし、要約版については、これが多くの読者に何らかの示唆を与えることを目指している模様である。

その意味で、SFRCRの内容については、一定程度の読者を想定した上で、理解してもらいたい事項、あくまでも一定の事実として認識してもらいたい事項等を整理する中で、それぞれの記載内容や記載方法及び記載量等のバランスが取られていくことになる。

なお、格付機関もSFRCRが格付けに大きな影響を与えるとは判断していないようであり、その意味ではSFRCRの位置付けが改めて問われているともいえる。

5—まとめ

今回のレポートでは、作成及び公開 2 年目となる 2017 年の SFCR の全体的な状況について報告してきた。

1 | 保険会社による SFCR の作成

保険会社は SFCR の作成において、可能な限り既存の報告書からの引用等も利用する中で、負担の軽減を図っているが、それでも限られた時間の中で、多大な労力が費やされている。2016 年は最初の年であったことから、試行錯誤もあったが、2017 年は 2016 年の結果を踏まえて、その作成に関してはかなりスムーズに進んだようである。こうした状況下で、一部の会社はかなり前倒しでの SFCR の提出及び公表を行っている。それでも、来年度以降も作成のスケジュールがさらに早期化されていくことから、さらなる効率化が求められてくることになる。

一方で、SFCR に対する各種の意見や評価も踏まえて、必要に応じて、さらなる充実を図りつつ、分かりやすさを追求しての簡素化等に向けた取組みも求められてくることになる。

2 | EIOPA による監督声明への対応

2016 年の SFCR については、EIOPA が分析を行い、2017 年 12 月 18 日に、(再)保険会社及びグループによる SFCR についての最初の監督上の経験に関する分析結果である「EIOPA の監督声明:ソルベンシー II :ソルベンシー財務状況報告書」を公表している。この内容については、保険年金フォーカス「[EIOPA が 2016 年 SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\)に関する分析結果を公表](#)」(2018.1.9)で報告している。

この監督声明の中で、EIOPA は、(再)保険会社及びグループに対して、比例原則を損なうことなく、SFCR に関するいくつかの重要な調査結果及び改善領域について考慮することを奨励していた。

欧州大手保険グループの SFCR については、元々他の会社に比べれば充実した内容になっていることから、2016 年の SFCR と比べて 2017 年の SFCR の内容が大きく変更されているわけではない。従って、EIOPA の指摘を踏まえての変更についても、比較的限定されているようである。

以上、SFCR の位置付け等については、監督当局と保険会社との間で必ずしも十分な合意が得られていない面もあり、従って SFCR において提供されるべき情報の内容等についての考え方も必ずしも十分には統一されていないようである。こうした状況は、EU 加盟各国の監督当局間及び保険会社及びグループ間でも当てはまることであり、各社の SFCR の記載内容の詳細については、各国監督当局及び各保険会社及びグループの考え方を反映して、各社各様のものとなっている。

ただし、こうした状況は過渡的なもので、SFCR については、今後の監督当局と保険会社との関係や、保険会社各社の他社研究等を通じて、また将来的に経験を重ねることを通じて、その位置付けが徐々に固まっていき、より有用性の高いものとなっていくことが期待されることになる。

次回以降のレポートで、欧州大手保険グループ各社の SFCR から一部の項目(長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等)を抜粋して報告する。

以上